

訪問介護（生活援助中心型）が基準回数以上となるケアプランの届出について

1 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

- ・届出の要否の基準となる回数（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

※身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合の回数は含みません。

- ・訪問介護の種類：生活援助中心型サービス

(平成30年5月2日厚生労働省告示第218号)

2 届出の時期及び期限

平成30年10月1日以降に、利用者の同意を得て交付（作成又は変更）したケアプランのうち、上記の回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けたものについて、翌月の末日までに届け出てください。

3 提出書類 ～用紙サイズはA4サイズでお願いします～

- ・訪問介護（生活援助中心型）が基準回数以上となるケアプラン届出書兼理由書
- ・居宅サービス計画書（ケアプラン）第1表～第7表の写し
- ・課題分析表（アセスメント）の写し
- ・訪問介護計画書の写し

4 提出先

八幡浜市 保健センター 介護認定係

5 その他

- ・この制度は、生活援助中心型サービスが一定回数以上となったことをもってサービスの利用制限を行うものではなく、ケアマネジメント支援を目的としています。
- ・届出内容について、担当の介護支援専門員へ追加資料の提出依頼や問い合わせをすることがあります。
- ・検討が必要と判断した場合には地域ケア会議等の開催を行うことがあります。
- ・今回の変更については、介護保険最新情報 Vol.652 を参照してください。